

馬渕川漁業協同組合内共第39号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、馬渕川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第39号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うぐい、いわな、やまめ、うなぎ及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、投網、持綱、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第9条に規定する場合を除き、投網、持綱の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
いわな、やまめ、うなぎ	4月1日から9月30日まで
あゆ	7月1日から10月31日まで
こい、うぐい	1月1日から12月31日まで
さくらます	6月1日から7月31日まで

(全長制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい、いわな、やまめ、さくらます	15cm
うなぎ	40cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣	1日 1,000円、1年 5,000円
さくらます	手釣・竿釣	1年 5,000円
うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	手釣・竿釣	1日 500円、1年 3,000円
あゆ、うなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわな	投網・持網	1日 1,000円、1年 5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小学生	無料
中学生及び肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 遊漁料は次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 馬渕川漁業協同組合事務所（三戸郡南部町大字下名久井字台所屋敷34-3）
- (2) ミニストップ名川店（三戸郡南部町大字虎渡字西山3-1）

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種

- (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁業認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第7条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁方法	遊漁料
全遊漁	あゆ、やまめ、いわな、にじます ひめます(葦沼のみ)うぐい、こい ふな、うなぎ	手釣・竿釣	15,000円
溪流魚	あゆ、やまめ、いわな、にじます ひめます(葦沼のみ)うぐい、こい ふな、うなぎ	手釣・竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
 青森県内水面漁業協同組合連合会(青森市安方一丁目1番32号)
- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第5条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。